

平成 27 年度予算の編成について

月例経済報告によると、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により一部に弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現する中で、景気は緩やかに回復していくことが期待されるとしている。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっているともしている。

こうした中、本区の歳入の根幹を成す特別区民税や特別区交付金は、景気回復を背景に、近年、増加傾向を見せているが、本区の歳入環境は景気動向に大きく左右される不安定な構造を有している。

また、平成 26 年度の税制改正では、法人住民税の一部国税化が決定された。今後も地方法人課税の更なる見直しや、法人実効税率の引き下げなど、本区の歳入環境に大きな影響を及ぼす要因があることから、引き続き予断を許さない状況である。

このような状況において、本区の人口は遂に 50 万人となる。人口急増に伴う行政需要の増加や、オリンピック・パラリンピック東京開催などの新たな課題も出てくる中で、50 万人区民の負託に応えていく必要がある。

また、平成 27 年度は「江東区長期計画」（後期）スタートの年であることから、50 万人都市・江東として、新たな飛躍に向けて歩んで行かねばならない。

そのためには、全庁一丸となり、山積する行政課題を解決していく予算を下記の方針に基づき編成する。

1 編成の基本方針

- (1) 人口急増による行政需要の増加だけでなく、豊洲新市場の整備や 2020 年オリンピック・パラリンピック東京開催への準備など行政課題が山積する中で、区民の負託に応えられる 50 万人都市としての第一歩と位置付ける。
- (2) 新たな行政課題に対して、職員一人ひとりが柔軟な発想を持って創意工夫を凝らし、様々な手法・アイデアを取り入れていくことにより、全庁一丸となって迅速かつ的確に行財政運営を推進していく。
- (3) 景気動向に左右されやすい脆弱な歳入環境にあっても、行財政改革の着実な推進や事務事業の総点検により財政規律を堅持する。

2 編成の一般方針

(1) 経常経費

経常経費については、事務事業において総点検を行い、効率的・効果的な事務執行を図るべく、下記により要求を行うこと。

① 義務的経費

基礎的な対象数値により経費が見込まれるもの

ア 給与関係費（時間外勤務手当等を除く）

イ 債務負担行為に基づく経費及び公債費

ウ 扶助費及びこれに準じる経費

エ 法令・条例・協定等により支出する経費

☞ 対象、規模、単価等の積算根拠に基づき、必要な経費を適切に算定すること。ただし、事業の見直し・廃止については、積極的に行うこと。

② その他経費

事業の見直し・廃止など経費節減を図るべき経費

ア 管理事務経費、施設運営費、維持管理費、事務費などの定例的な経費

イ 各種補助金、負担金など区が定例的に支出している経費

ウ 施設の機能維持等に要する定例的な工事費及び修繕料

☞ 原則として、前年度予算額を上限に要求すること。

※ 経常経費については、行政評価システムを活用し、改めてその必要性について成果方向性、コスト方向性からの見直しを行うとともに、既存事業の廃止、縮小、整理・統合を図るなど、積極的な歳出削減を図ること。

(2) 臨時経費

50 万人都市・江東の第一歩として、臨時経費については積極的に提案を行うこと。各部においては、編成の基本方針に則り、施策への貢献度や緊急性などを勘案し、各部の優先順位により要求すること。

① 臨時経費とするもの

ア 主要事業以外の新規事業

※ 平成 26 年度の補正予算で計上した事業を除く。

イ レベルアップ経費のうち、政策的判断を要する経費

ウ 債務負担行為の設定を要する経費

エ その他政策的判断の必要な事務事業の見直し

② 臨時経費の要求にあたっての留意点

ア 事業内容を総点検し、最少の経費で最大の効果を得られるよう歳出経費を整理する。

イ 事業の必要性などあらゆる角度から検証を行う。

ウ 全体計画など後年度負担を十分に精査し、その額について明示する。

エ 新規、レベルアップ事業については、必ず期限、終期を設定する。

オ 国・都補助金等の財源を積極的に確保するとともに、補助期間が限定されているものは、その期間による。

(3) 主要事業の事業費

主要事業は、長期計画に掲げる各施策を実現するために、特に重点的に取り組むべき事業とする。

要求にあたっては、臨時経費と同様の方針とする。

(4) 給与費及び旅費

効率的な執行体制を確立し、非常勤職員、臨時職員を含めた人員の削減に努める。

また、時間外勤務手当については、労働時間短縮の趣旨を踏まえ、改めて効果的・効率的な事業執行により、削減を図ること。

(5) 行財政改革の推進

- ① 江東区行財政改革計画の着実な実施を図るため、事業の見直し、アウトソーシングの推進など積極的に取り組むこと。
- ② 区が出資する外郭団体に対しては、委託及び補助内容を積極的には見直し、区の支出について最大限の抑制を図ること。

(6) 歳入の確保

- ① 区税収入などについて、収納率の更なる向上に努めること。
- ② その他の自主財源については、負担の公平性の観点から十分な見直しを行い、受益者負担の適正化に努めること。
- ③ 国・都の予算編成の動向を把握し、補助金等活用できるものについてはその獲得に努めること。また、国や都の制度改正など、区の予算編成に直接的に影響が及ぶものについては、十分留意したうえで、情報収集に努めること。
- ④ 広告収入をはじめとした新たな歳入確保策を積極的に検討し、歳入の確保に努めること。

3 そ の 他

- (1) 特別会計予算の編成についても、一般会計予算に準じるほか、区の財政支出を抑制するため、事務費等について一層の見直しを行うこと。
- (2) その他一般的事項については、以上の予算編成に関する基本方針に基づき「事務処理方針」として別に定める。